

## 『各駅周辺の自転車等駐車場整備計画』（案）に対する

### パブリックコメントを実施します。

東大和市では、『各駅周辺の自転車等駐車場整備計画』の策定を進めています。

このたび、『各駅周辺の自転車等駐車場整備計画』（案）を取りまとめましたので、お知らせするとともに、皆さんから広く意見をいただくため、次の方法でパブリックコメントを実施します。

## 1 各駅周辺の自転車等駐車場整備計画策定の目的

市内各駅周辺には多くの自転車が集中し、駐車空間の不足や利用マナーの欠如などから無秩序な放置が生じ、歩行者環境と公共空間の安全性や機能の低下、都市景観の悪化などさまざまな問題を引き起こしています。

市では、これまで自転車等駐車場の整備や放置禁止区域の指定などによる自転車等駐車対策を行ってきましたが、自転車等駐車場の利便性等の向上や放置自転車問題などの根本的な解決には至っていません。

このようなことから、今後の自転車等駐車場の管理方法、放置防止及び自転車等駐車場のあり方を検討し、平成26年3月に、市内5駅周辺における自転車等の駐車環境の改善を図るため、「東大和市自転車等駐車対策協議会」からの答申を踏まえて、「東大和市自転車等の駐車対策に関する総合計画」を策定しました。

この「総合計画」に基づき、「受益者負担の適正化」「自転車等駐車場の環境改善」「自転車利用の抑制」「鉄道事業者等との役割分担」及び「市の負担軽減」といった課題解決に向けて、『各駅周辺の自転車等駐車場整備計画』を策定します。

## 2 『各駅周辺の自転車等駐車場整備計画』（案）の内容

- (1) 自転車等駐車場の整備方針について
- (2) 整備及び運営形態について
- (3) 放置自転車対策について
- (4) 環境整備について
- (5) 整備後の効果
- (6) 年間予算額の比較
- (7) 運営事業者の収支計画案
- (8) 実施スケジュール

## 3 『各駅周辺の自転車等駐車場整備計画』（案）に対する基本的な考え方

- (1) 自転車等駐車場の運営に当たっては、設備の設置や管理による経費が必要であり、市が継続してサービスを行っていくためには、鉄道事業者等との役割分担を図るとともに、自転車等駐車場を利用する市民の方と利用しない市民の方との公平性を考慮することが必要です。そのため、自転車等駐車場を有料化し、受益者負担の適正化を図ります。
- (2) 自転車等駐車場を整備し、有料化を実施することにより、安全性・利便性・快適性の向上

を図るとともに、放置自転車の抑制等による安全な歩行空間の確保など生活環境の改善を図り、秩序ある自転車利用を推進します。

- (3) 有料化の実施により、近距離からの自転車利用者の利用抑制や、長期放置の解消に努め、自転車等駐車場の環境改善を図るとともに、民営自転車等駐車場の経営の安定化に寄与させます。

## 4 意見を提出できる方

- (1) 市内在住の個人
- (2) 市内に事業所等を有する個人
- (3) 市内に事業所等を有する法人等
- (4) 市内在勤の個人
- (5) 市内在学の個人
- (6) 当該施策に利害関係があると認められる個人
- (7) 当該施策に利害関係があると認められる法人等

## 5 意見の提出期間

平成28年9月15日（木）から10月14日（金）まで（必着）

※期間終了後に提出された意見については、パブリックコメントとしての意見としてお受けできませんのであらかじめご了承ください。

## 6 資料の閲覧方法

- (1) 東大和市公式ホームページ
- (2) 文書閲覧 都市建設部土木課（東大和市役所2階4番窓口）

## 7 意見の提出先、方法及び提出様式等

- (1) 提出先  
都市建設部土木課
- (2) 提出方法  
次のいずれかの方法により、提出してください。
  - ・ 書面の持参 都市建設部土木課（東大和市役所2階4番窓口）
  - ・ 郵送 〒207-8585 東大和市中心3-930 東大和市都市建設部土木課宛て
  - ・ FAX 042-563-5930
  - ・ 電子メール [doboku@city.higashiyamato.lg.jp](mailto:doboku@city.higashiyamato.lg.jp)
- (3) 提出様式等  
様式は自由です。別紙に意見書の参考様式を用意しておりますので、適宜ご利用ください。  
なお、提出の際には次に掲げる事項を明記してください。
  - ア 市内在住の個人 住所及び氏名
  - イ 市内に事業所等を有する個人 事業所等の名称、所在地及び氏名
  - ウ 市内に事業所等を有する法人等 事業所等の名称、所在地、団体名及び代表者氏名

- エ 市内在勤の個人 勤務する事業所等の名称、所在地及び氏名
- オ 市内在学の個人 在学する学校の名称、所在地及び氏名
- カ 当該施策に利害関係があると認められる個人 利害関係を有することが明らかにできる事項、住所及び氏名
- キ 当該施策に利害関係があると認められる法人等 利害関係を有することが明らかにできる事項、所在地、団体名及び代表者氏名

## 8 提出された意見等を公表する時期

寄せられた意見の概要や意見に対する市の考え方等は、平成28年11月末までに東大和市公式ホームページで公表する予定です。なお、公表にあたっては、住所、氏名等の個人情報を除きます。

## 9 注意事項

- ・電話及び窓口での口頭による意見はお受けできません。
- ・意見をいただいた方への個別の回答は行いませんので、あらかじめご承知おきください。